

第6章 計画の推進にむけて

1

協働による計画の推進

計画に掲げる施策の推進にあたっては、地域住民の目線に立って、より効果・効率的な手法を検討する必要があります。そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら各種事業を展開していきます。

また、福祉サービス事業者との連携はもちろんのこと、福祉分野以外との連携も深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりにつなげていくことも重要です。

このように、「自助・互助・共助・公助」の取り組みが相互に補完し合うことで、地域福祉の更なる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

（１）住民の役割

住民一人ひとりが地域社会を構成する一員として地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的に関わることで得られる喜びが、自己実現であり至福達成につながります。

- 地域住民同士の日常的な交流
- 住民自治組織や地域で活動する団体等の関心を持ち、活動への理解を深める
- 地域活動、ボランティア等への参加
- 見守り、声掛け等の福祉活動への参加
- 地域を担う人材の発掘
- サービスの受け手に止まらず、担い手として提供する側として積極的に地域に関わっていく意識の醸成
- ひとりで解決できない問題や不安等について相談機関等へのつなぎ等

（２）住民自治組織の役割

住民自治組織は、地域内の住民で構成されるその地区の住民自治を担う地縁型組織です。町内では、現在 69 集落で自治会、地区、部落等の名称により組織されています。住民自治とは「地域性を基盤として生活の共同化（助け合い）を進める連帯と協働の営み」ともいえ、この計画では、住民自治を担う地縁型組織だからこそ実現できる、“その地域ならではの支え合い（共助）”の実践が求められています。

- 地域住民同士が交流しやすい環境づくりと集まりづくり
- 見守り、声掛け等の助け合いの活動の推進
- イベントや地域行事等に関する呼びかけ、情報提供
- 地域住民が「地域福祉」に関心を寄せてもらうための機会づくりや福祉活動への積極的な協力等

（３）事業者の役割

地域福祉のニーズに対応するために、事業者の主体的な取り組みや行政との協働などを通して、地域活動に関わることが必要です。

- 従業員が地域の構成員としてボランティア等に参加しやすい環境づくり
- 見守り、声掛けなどの福祉活動への協力
- 障がいのある人、高齢者等の地域住民が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進等

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。そのため、市町村の区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者の参加が義務付けられています。この計画では、社会福祉法が求める福祉関係者による“協議会”としての機能を発揮し、行政や地域住民、福祉関係者等との連携と協働を進め、実施計画に定める諸活動を積極的に推進していく役割が求められています。

（５）社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会、地域における福祉の発展・充実に寄与するために社会福祉事業を中心に良質な福祉サービスを提供することを目的とした法人です。

また、地域の福祉ニーズに対し迅速かつきめ細かく対応していくことで地域社会におけるセーフティーネットを構成する社会資源として地域社会に安心を提供していく公益性を持ちます。この計画では、社会福祉法人連絡会のネットワークづくりをより強固なものとし、社会福祉法人の理念を共有しながらそれぞれの専門性を活かし合い、協働によって多様化、複合化する地域の生活課題の解決を進めていく役割が求められています。

（６）行政の役割

町は、町民の生活課題を明確にし、その解決策を示すための基本方針を提供します。単なる福祉サービスの提供にとどまらず、地域の特性に応じた包括的な支援体制の構築及び地域福祉力の向上など、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、本計画は「地域共生社会の実現」が重要なテーマとなっており、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ施策の推進を図ります。

少子高齢・人口減少社会の深刻化を見据え、福祉の領域だけでなく、商業、農業、工業、防犯、災害、環境、まちおこし、交通、観光を含め、人・分野・世代を超えて地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」を循環させていきながら、地域福祉の推進によって町民の生活の質が向上することで地域の活性化につなげていきます。

2

計画の活かし方

(1) 計画の普及・広報

地域福祉は、地域住民をはじめ、地域の関係団体、NPO・ボランティア、行政、社協など、地域に関係する団体・個人が、相互に連携・協働していくことが重要です。

本計画内容については、町の広報誌やホームページ等への掲載をはじめ、イベントの開催や地域での会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

また、計画に基づいて行われる住民主体の地域活動や各種団体等による取り組みについても、あわせて紹介し、地域福祉に対する住民の関心や活動参加の促進を図ります。

(2) 計画の進行管理

関係各課及び社会福祉協議会等との連携を図り、効果的な進捗管理を行うため、健康福祉課が中心となり事業項目ごとに点検・評価を実施し、本計画の推進につながるよう努めます。また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを行っていきます。

【点検・評価の方法】

令和9年度（中間年）までの進捗状況、今後の方向性について、担当課が点検・評価を行います。

進捗状況 (5段階)	☆目標達成（事業完了） ○ほぼ計画どおり進んでいる ▲見直し（計画変更等）	◎計画より進んでいる △計画より遅れている
今後の方向性 (5段階)	拡充、維持、縮小、検討、廃止	

(3) 計画の実効性を担保するための財源確保

公費財源の確保	国や山形県等のモデル事業（補助金）を積極的に活用することで地域福祉計画の推進に係る事業実施の財源に充てていきます。
民間財源や社会資源の活用・創出	企業・団体等の多様な主体との連携により、地域福祉の推進に資する活動に対し、人的協力や知識・資材の提供が考えられます。また、共同募金や民間助成金の活用を図りながら民間福祉活動の充実を図ります。